

日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会設立総会

日時：令和3年9月14日（火）午後1時30分～
場所：三朝町総合文化ホール 大会議室

1 挨拶

2 日本遺産認定更新に係る再審査の経緯について

3 議事

議案第1号　日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会の設立について

議案第2号　日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会規約の制定について

議案第3号　役員の選任について

4 報告

（1）新たな地域活性化計画の概要について

（2）今後の日程について

5 その他

日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会（以下「活かす会」という。）と称する。

（目的）

第2条 活かす会は、日本遺産「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン温泉～」（以下「日本遺産」という。）のストーリーを活かした活用と新たな魅力の掘り起こしにより、地域経済が好循環するよう、将来を見据え持続可能な観光地を目指すことを目的とする。

（事業）

第3条 活かす会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三徳山・三朝温泉が観光をけん引し、国内外から訪れる観光客で賑わうための事業
- (2) 地域資源の活用により地域経済が潤うための事業
- (3) 住民の活躍が町の持続化を後押しし交流と活気を創出するための事業
- (4) その他、活かす会の目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 活かす会は、別紙組織図に記載する団体、事業所等（以下「会員」という。）によって構成する。

（役員）

第5条 活かす会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

（役員の選任）

第6条 役員は会員の中から総会で選任する。

（役員の職務）

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、活かす会を代表し会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務及び会計を監査する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（総会）

第9条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議決定する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること
 - (5) その他、活かす会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は会長が招集し、議長は、会長があたる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数の賛同をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会計等）

第10条 活かす会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 活かす会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

- 第11条 活かす会の事務局は、三朝町観光交流課に置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は三朝町観光交流課長をもって充て、事務局員は事務局長が指名する。
- 4 事務局長は、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを総会に諮らなければならぬ。

附 則

この規約は、令和3年9月14日から施行する。

日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会委員名簿

任期：令和3年9月14日～令和6年3月31日（3年）

選出区分		委員（敬称略）				
		団体名	職名	氏名	総会参加者	備考
日本遺産 三徳山三朝 温泉を活か す会	三朝温泉 観光団体	三朝温泉観光協会	会長	足立 浩範		
		三朝温泉旅館協同組合	理事長	沖田 雅浩		
		三朝町商工会	会長	福田 茂樹		
		特定非営利法人NPOみささ温泉	理事長	新藤 祐一		
		現代湯治推進協議会	会長	藤井 文典		
日本遺産 三徳山三朝 温泉を活か す会	三徳山	宗教法人三徳山三佛寺	住職	米田 良中		
		三徳山麓会	代表	谷川 久徳		
	広域連携	(一社)鳥取中部観光推進機構	会長	中島 伸之		
		(公社)鳥取県観光連盟	会長	小谷 文夫		
		(一社)山陰インバウンド機構	代表理事	福井 善朗		
日本遺産 三徳山三朝 温泉を活か す会	インバウ ンド	三朝町	インバウンド コーディネーター	アラン・マリー		
		"	地域おこし協力隊	リエヴェン・アントニー		
	オブザ バー	鳥取県交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課	課長	濱本 修		
		鳥取県地域づくり推進部 文化財局	局長	片山 暢博		
		鳥取県中部総合事務所	所長	門脇 誠司		
実施本部	日本遺産 活用推進 プロジェ クト チーム	三朝町	副町長	赤坂 英樹		
		"	地域振興監	青木 大雄		
		三朝町観光交流課	課長	藤井 紀好		
		三朝町企画課	課長	村上 隆史		
		三朝町教育委員会 社会教育課	課長	山本 達哉		